五　調剤に関する事務をつかさどる官職の職務	防衛大学校、防衛医科大学校、海上自衛隊の部隊、陸上自衛隊の補給処及び補給本部並びに自衛隊病院	［略］
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年三月二十三日から施行する。

五　調剤に関する事務をつかさどる官職の職務	防衛大学校、防衛医科大学校、海上自衛隊の部隊、補給処、自衛隊病院及び補給統制本部	［同上］
［同上］		

○文部科学省告示第四十五号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

法規的告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　学校法人の寄附行為を認可する場合 大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。 三　経営に必要な財産について ㈠　大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 ㈡　［略］ ㈢　大学等の開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時までに開設年度及び開設年度の翌年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。 ㈣　大学等の開設年度の翌々年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。 ㈤　［略］ ㈥　大学等の開設年度から完成年度までの各年度における資金収支分析及び学校法人の適正な運営を確保するための対応策等が、次に定める事項を踏まえ、合理的に示されていると認められること。 ア　設置する大学等において経常収支が均衡する学生数及びその時の収容定員の充足の状況、経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない場合の資金の収支並びに当該収支が学校法人全体の収支に与える影響	第一　学校法人の寄附行為を認可する場合 大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。 三　経営に必要な財産について ㈠　大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。 ㈡　［同上］ ㈢　大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時までに開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。 ㈣　大学等の開設年度の翌年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。 ㈤　［同上］ ［六を加える。］